

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	墓地等に対する許可の取消し等
概要	墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂又は火葬場の管理等が公衆衛生その他公共の福祉の見地から見て不適当であると認められる場合に、大阪市長は墓地等の施設の整備改善若しくはその使用の制限等を命じ、さらには経営許可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	墓地、埋葬等に関する法律 （昭和23年5月31日法律 第48号） 第19条
処分基準	<p>1 墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設について、老朽化等により公衆衛生その他公共の福祉の見地から整備改善の必要があると判断した場合は当該施設の改善整備、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことがある。</p> <p>2 法第10条の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことがある。</p> <p>(1) 正当な理由なく許可の日から6月経過しても工事に着手しないとき。</p> <p>(2) 工事に着手の後、1年を経過しても工事が完成しないとき。</p>
ホームページ	
備考	